

ベトナム：移転価格コンプライアンス期限

May 2018

In brief

2017年2月24日、ベトナム政府は新移転価格税制であるNo. 20/2017/ND-CP:「関連者間取引に関する税制上の施行規則、施行日2017年5月1日」(以下、「Decree 20」)を発行しました。Decree 20には、納税者の重要なコンプライアンスとして、決算日後90日以内の移転価格申告フォームの提出義務とともに、移転価格文書の作成義務も明記されました。したがって、2018年3月31日に事業年度が終了した日系企業のベトナム現地法人は、当該移転価格コンプライアンス期限(2018年6月30日)を間もなく迎えようとしています。

In detail

1. 移転価格コンプライアンスの要件と期限

以下は、Decree 20で定められているコンプライアンスの要約ですが、これらは、旧税制に比べ大きく改正されています。

要件	法定期限	備考
移転価格申告フォーム	税務申告書提出期限まで(決算日後90日以内)	<ul style="list-style-type: none">➤ 税務申告書と一緒に提出。➤ Form No. 01では移転価格算定方法、関連者間取引と第三者との取引を分けて示すセグメントP/L等、詳細な情報の開示を要請。➤ Form No. 02とForm No. 03ではDecree 20に従ってマスターファイルとローカルファイルを作成したという申告を要請。➤ Form No. 04は最終親会社がベトナム法人である場合に適用。(すなわち、日系含む外国投資企業は該当なし。)
マスター ファイル		<ul style="list-style-type: none">➤ 税務当局からの要請後、15ないしは30営業日以内にベトナム語版を提出できるように社内保管。➤ BEPS行動計画13を踏襲しつつも、ベトナム独自要件も追加。<ul style="list-style-type: none">① グループ全体の調達・広告・マーケティング活動を統括している場合の情報② 現地法人と取引のある関連者の適用税率
ローカル ファイル		<ul style="list-style-type: none">➤ 税務当局からの要請後、15ないしは30営業日以内にベトナム語版を提出できるように社内保管。➤ BEPS行動計画13を踏襲しつつも、ベトナム独自要件も追加。<ul style="list-style-type: none">① ベトナム法人に関連するグループ内の事業再構築、資本譲渡及び資産売買に関する情報② ベトナム法人が関与する各関連者間取引を外国税務当局が更正した場合の更正額の内容③ 3期連続損失計上の場合、その理由と今後の事業戦略・計画の説明
国別報告書		<ul style="list-style-type: none">➤ 税務当局からの要請に応じ、国別報告書のコピーを提出できるように社内保管。

2. よくあるご質問 (FAQ)

以下の FAQ は、Decree20 に関する一般的な事項を記載しているものであり、専門的なアドバイスではないことをご留意ください。

【質問 1】

日本においては最終親会社が特定の要件(前年度の連結総収入が 1,000 億円以上)に該当しない場合、マスターファイルと国別報告書の作成を免除されます。その場合、ベトナム子会社はマスターファイルと国別報告書を保持する必要がありますか。

【回答】

まず、国別報告書については、最終親会社が本国の法律上で国別報告書の提出を求められる場合に、最終親会社が本国で提出したものとのコピーが必要となります。従って、日本の最終親会社が国別報告書の提出を免除される場合、ベトナム子会社もまた免除されることになります。税務当局から要請される場合は、子会社はその旨を説明した文書を提出します。

次にマスターファイルについては、最終親会社の本国でのマスターファイル作成義務に関わらず、ベトナム子会社はマスターファイルを作成及び保持する必要があります。しかし、以下の移転価格文書化免除基準に該当する場合は、マスターファイル(及びローカルファイル)の作成を免除されます。

- ① 売上高 500 億ドン未満(約 2.4 億円)かつ関連者間取引総額が 300 億ドン未満(約 1.45 億円)
- ② APA 締結済
- ③ 売上高 2,000 億ドン未満(約 9.6 億円)、かつ限定された機能での事業内容、かつ次の売上高 EBIT 比率を満たす場合:販売機能: 5%以上、製造機能: 10%以上、加工機能: 15%以上

【質問 2】

日本では、国別報告書の提出期限は、最終親会社の決算日後 1 年以内です。ベトナム税務当局から国別報告書提出を要請された際、対象年度の国別報告書が最終親会社によってまだ作成されていないため、ベトナム子会社が当該年度の国別報告書を取得できない場合、納税者はどう対応すればよいでしょうか？

【回答】

ベトナムの納税者は、国別報告書提出期限に関する日本とベトナムの規定の違いを説明することができます。その際、納税者は、前事業年度の国別報告書を提供することを求められる可能性があります。なお、マスターファイルについて同様の取扱いとなるかどうかは、明示的な規定がないため現時点では不明瞭となっています。

【質問 3】

ベトナム子会社は、複数の株主のジョイントベンチャーであり、それぞれの株主は 25% 超の出資比率となっています。Decree 20 においては、ベトナム子会社はどの株主のマスターファイルと国別報告書を保持すべきでしょうか？

【回答】

Decree 20 においては、ベトナム子会社は、ベトナム子会社の財務諸表を連結する各株主のマスターファイル及び国別報告書を保持する必要があります。

【質問 4】

ベトナムの子会社は移転価格申告フォームの Form 04(国別報告書テンプレート)を作成する必要がありますか？

【回答】

いいえ、Form 04 は、最終親会社がベトナム法人である場合に作成することが要請されているものです。したがって、ベトナム子会社は、Form 04 を作成する必要はありません。ただし、ベトナム税務当局の要請に応じ

て、日本の最終親会社が日本で提出した国別報告書のコピーを入手し、ベトナム当局に提出する必要があります。

【質問 5】

Decree 20 の要件を順守しなかった場合のペナルティを教えてください。

【回答】

Decree 20 では、違反(例: 当局の要請にも関わらず移転価格文書を提出しなかった場合)に対する金銭的罰金は規定されていません。ただし、以下の事象が発生する可能性があります。

- ① 租税行政法に規定されている行政罰を受ける可能性
- ② 税務当局独自のデータベースによる推定課税の可能性。課税される場合、推定課税額に加えて、過少申告加算税 20%、延滞利息は 0.03%(1 日当り)が適用

3. 今後に向けて

2018 年 3 月終了事業年度のベトナム子会社の移転価格申告フォーム提出及び移転価格文書作成期限(2018 年 6 月 30 日)が迫ってきています。

税務当局は移転価格申告フォームおよび移転価格文書に含まれる情報を利用して、移転価格リスク評価(すなわち、移転価格調査対象を決定)を行うことから、納税者はこれらの提出物に対して十分な注意を払う必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400 (代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所

〒100-6015

東京都千代田区霞が関 3 丁目
2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400 (代表)

パートナー

宮嶋 大輔

03-5251-2552

daisuke.miyajima@pwc.com

パートナー

野田 幸嗣

080-1114-4564

kouji.noda@pwc.com

パートナー

永藤 剛基

03-5251-2438

takeki.t.nagafuji@pwc.com

パートナー(大阪)

中牟田 賢志

080-3592-6022

kenji.nakamuta@pwc.com

ディレクター

ハワード オオサワ

03-5251-6737

howard.h.osawa@pwc.com

シニア マネージャー

竹内 千尋

080-3122-7630

chihiro.t.takeuchi@pwc.com

大阪事務所

〒530-0011

大阪府大阪市北区大深町 4 番
20 号

グランフロント大阪 タワーA 36 階

電話 : 06-6375-2730 (代表)

パートナー

高橋 輝行

03-5251-2873

teruyuki.takahashi@pwc.com

パートナー(大阪)

吉田 愛

080-4073-5626

ai.yoshida@pwc.com

パートナー

マイケル ポラシェック

03-5251-2517

michael.polashek@pwc.com

パートナー

大橋 全寿

03-5251-6750

masatoshi.m.ohashi@pwc.com

ディレクター

浅川 和仁

080-4205-7098

kazuhito.asakawa@pwc.com

シニア マネージャー

ゴミンチ

(PwC Vietnam 移転価格チームより

PwC 税理士法人に出向中)

080-9644-0681

tri.minh.ngo@pwc.com

名古屋事務所

〒450-0002

愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目
4 番 10 号 名古屋クロスコートタワー
12 階

電話 : 052-587-7520 (代表)

パートナー

黒川 兼

03-5251-2457

ken.kurokawa@pwc.com

パートナー

早川 直樹

03-5251-6714

naoki.hayakawa@pwc.com

パートナー

ライアン トマス

03-5251-2356

ryann.thomas@pwc.com

ディレクター

藤澤 徹

03-5251-2535

toru.fujisawa@pwc.com

ディレクター(名古屋)

船谷 晃一

080-3592-6066

koichi.f.funatani@pwc.com

PwC (Vietnam) Limited
Tax and Legal Services - Transfer Pricing
www.pwc.com/vn

パートナー	ディレクター	シニア マネージャー
グエン フン ザン	ジョセフ ブー	今井 慎平
+84 24 3946 2246 Ext: 1502	+84 24 3946 2246 Ext: 1506	+84 24 3946 2246 Ext: 1508
n.huong.giang@pwc.com	joseph.vu@pwc.com	shimpei.imai@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 無断複写・転載を禁じます。

PwC とは、PwC のネットワーク、および(または)PwC のメンバーファームを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。